

上代庸平編『アーカイブズ学要論』

白川 栄美†

<目次>

- 第1章 アーカイブズ学とは何か (檜山幸夫著)
- 第2章 学としてのアーカイブズ (上代庸平著)
- 第3章 アーカイブズの射程 (土井崇弘著)
- 第4章 アーカイブズの制度理念 (上代庸平著)
- 第5章 法とアーカイブズ (早川和宏著)
- 第6章 行政とアーカイブズ (桑原英明著)
- 第7章 歴史とアーカイブズ (東山京子著)
- 第8章 世界のアーカイブズ (上代庸平、湯上良、野口健格、手塚崇聡、酒井恵美子、東山京子著)

資料編

本書は、各章ごとに筆者が異なる8つの論考で構成された、「文書の管理そのものを学問的に体系化しよう」と(i頁)試みた本である。第1章では、主に、アーカイブズの内容および定義について論じられている。まず、アーカイブズという言葉の概念を検証し、次に台湾総督府の文書管理の例を用い、アーカイブズと公文書の保存の関係性について述べている。また、アーキビストという専門職の資格認定等を含め、日本のアーカイブズが抱える課題提起がされている。第2章は、ドイツにおけるアーカイブズ学の歴史を概観することで、アーカイブズ学ならびにアーキビストの本質を探ろうと試みた章である。第3章は、3人の研究者

の論考を用い、アーカイブズの定義づけを試みている。第4章では、筆者は、アーカイブズを社会のしくみであると位置づけした上で、アーカイブズに関する法制度の形成について分析を試み、第5章では、条例を含む国内のアーカイブズに関する法令について紹介している。また、そのような法令で公文書の保存管理を定めることの重要性を示している。次の第6章では、行政文書の性質を説明した上で、現用からアーカイブズまでの一貫した管理について現状と問題点を述べている。本書の実質的な最終章である第7章は、歴史的見地から記憶の伝承としてのアーカイブズ学論の展開を試み、アーカイブズは、「記録されて保存管理された」記憶である(164頁)とおさめている。最後に、ドイツ、イタリア、スペイン、カナダ、中国および台湾におけるアーカイブズに関連する法制度、ならびに専門職の現状を第8章で紹介することで本書は締めくくられている。

本書の特徴は、以下の3点であると考えられる。

1) 初学者向けの教科書的書物

各章のポイントは、読者への疑問を投げかける形式で章の冒頭に簡潔にまとめられており、本書が初学者向けの「教科書」として書かれた本であろうことが推測できる。現在までに国内でアーカイブズ学の教科書として作成された本

† 東京大学文書館アシスタントアーキビスト

は、デジタルアーカイブズに関するものを除き、評者の知る限りでは無く、大学院のアーカイブズ学専攻では他言語で書かれた本を教科書として使用している例が多い。この点において、本書の試みは評価されるべきであろう。

2) 従来の学説に拘らないアーカイブズ分析

本書では、日本においてアーカイブズ学は「未完成の体系である」(i頁)という前提の下、従来のアーカイブズ学的見地に拘泥せず、筆者それぞれの意識や専門性に基づいた分析を通した、自由なアーカイブズ学の定義の論議を試みている。

3) 豊富な諸外国の事例紹介

冒頭で編者が述べているように、台湾やドイツ、イタリアなど諸外国のアーカイブズの事例を用いた検証を試みている。325頁ある本書の前半約160頁が第1章から7章までの論考であるのに対し、残りはすべて諸外国の事例の紹介と資料収録であり、いささかバランスを欠くが、詳細な調査をわかりやすくまとめて報告している。また、各国のアーカイブズに関連する法令などの日本語訳が掲載されており、参考資料として役立つと思われる。

編者は、本書の主旨は、「文書の管理そのものを学問的に体系化」(i頁)することであると「はしがき」で述べており、本書は、この「学問体系をアーカイブズ学」(i頁)とし、「アーカイブズ学」とは何かを論結することを意図している。

今日のアーカイブズは、国家権威の継続や信頼性を保持するためだけに存在した記録の保管庫という古典的見解から脱皮し、変化している。その対象も紙媒体の記録に限るのではなく様々な媒体への統合的アプローチがより適切であると認識されている。「変化」の最大の要因は、アーカイブズに対する社会的要請が変化していることであろう。アーカイブズはより広い社会への開示が求め

られ、市民により身近な存在となりつつある。さらに、社会におけるアーカイブズの重要性への関心が高まっていることから、多方面からの批判的な見解も必要とされている。現代のアーカイブズは、アドヴォカシー (advocacy) すなわち、理解増進のために行う社会へ向けた積極的な活動や主張が必要とされていることも忘れてはならないだろう。ゆえに、評者は、変化し続けるアーカイブズの意味や定義は、現代また未来において、より広範に偏見なく解放される必要があると思う。したがって、本書のように、アーカイブズの定義や役割について、法学や歴史学の専門家がアーキビストとは異なった視点から多角的アプローチを行い、論議するという試みは大変望ましいことであり、新たな学術的「何か」が共有されるのではないかと期待があった。しかし、残念ながら、本書の読後感を一言で言うなら、それぞれの専門領域を超えることのないまま、今日の日本のアーカイブズ学を批判的に捉えているように感じ、本書が意図する「アーカイブズ学像」(i頁)が見えないばかりか、むしろ違和感すら覚える。その理由は、主に以下の2点である。

まず、本書におけるアーカイブズの定義である。以下の表は、本書で示されるアーカイブズの定義を列挙したものである。第1章では、文書以外は博物館資料であると触れながら、アーカイブズは「情報」であると定義づけする。第3章では、ある一定の知識のみを記録化した「文書」であると主張する一方、第4章では、アーカイブズは「文書」でも「施設」でもなく、「社会のしくみ」であると自説を展開する。第7章においては、アーカイブズは「記録化された記憶」であり、また、「知識」でもあると主張する。特定の知識のみ記録化した「文書」という非常に狭義な定義から、「社会のしくみ」という広義な定義まで様々である。本書の大半が公文書の保存管理について述べられている

章	アーカイブズの定義
1章	・文書 ⁽¹⁾
	・「人類的及び国民的市民的観点からの国民共有的記録情報と知的情報」（7頁）
3章	・「ある組織が自身の想定する特定の具体的な目的を達成するために体系的に蓄積する限られた知識のみ」（69頁） ・「ある組織の想定する特定の具体的な目的を達成するために、組織運営に必要な不可欠な知識のうちの文書化可能なもの」（70頁） ・それらを「体系的に蓄積すること」（70頁）
4章	・「社会のしくみ」（75頁）
7章	・「記録化され、保存管理された」記憶（164頁） ・「知識（＝アーカイブズ）」（164頁）

ことから、現用と非現用の区別が明確でない記述が多いことも含め、総体的に論証に偏りがある感が否めず、アーカイブズの本質を捉えられていないように感じさせる。評者は、これらのどの定義にも完全に賛同できないが、記録媒体のハイブリッド化が進み、記録と情報、また、情報と知識の定義の境界線が失われつつある今日、記録管理、アーカイブズ、ナレッジマネジメントをひとつとして捉えることが増えてくる可能性を提起していると言うことはできるかもしれない。

本書の「アーカイブズ学像」に違和感を覚えるもうひとつの理由は、本書が、アーカイブズを保存管理する視点からアーカイブズ学を考察しているのではなく、アーカイブズを利用する立場のみからの一方的な視点でアーカイブズ学の構築を試みていることにある。アーカイブズ学の根底は、記録としてのアーカイブズをどのように利活用できるかということを理論的に論じることにあるのではないと考える。記録は、それを利用する者によって、その解釈も利用の目的も変化するが、記録としてのアーカイブズの本質は不変、かつ不偏的であると評者は考える。「アーカイブズからどのような意味を構築するかをきめるのは、利用者の自主的な責任」⁽²⁾であり、「基本的権利」⁽³⁾である。現代のアーカイブズ学は、その記録を必要

とする人ならびに社会に、どの時代においてもより良い状態で提供できるよう、いかに保存し、管理するか、また、利用者が必要な記録にたどりつくことができるよう、いかにアクセスしやすくするかということを概念的かつ理論的、実践的に研究し、発展してきた学問であるのではないだろうか。そのため、アーカイブズが「人民を効率的に支配する道具」（12頁）として利用されてきたがために発達したという主張や、アーカイブズ学を「歴史補助科学」（46～49頁、58頁）であるとする第2章の結論には、同意しがたい。

また、本書で論じるアーキビストの役割も同様に、アーカイブズを利用する研究者の視点から捉えたものになっている。アーキビストの役割については長く諸外国のアーキビストの間で議論されている。本書の中でも指摘される保管庫の「番人」（56頁）像は、記録は常に不偏的であるべきであるが故にアーキビストは評価選別などによるバイアスをかけるべきではないとするジェンキンソンの主張が有名である⁽⁴⁾。他方で、アーキビストの記録への影響を受け入れ推奨しているポストモダニストと呼ばれる諸外国のアーキビスト達は、アーキビストは記録に対し中立的であるのではなく、主観的かつ積極的であるべきだと示唆し⁽⁵⁾、アーキビストの役割を単一なものとして捉えていない⁽⁶⁾。本

書では、アーキビストは「仲介する」(57頁)ことを役割とする単なる「翻訳者」として理解されている。これは、筆者が利用者の観点からのみアーキビストの役割を捉えているからであろうと推測する。

アーカイブズは、後世の人々へ、組織・個人が活動した過程および結果として生まれた記録の中から、そのときの社会そのものを伝えるために必要なものを保存管理することを主目的とする機関、もしくは記録そのものであると評者は理解している。記録としてのアーカイブズは、媒体を特定せず、第7章で述べるような「史料の価値」をその記録の伝来や内容如何で決める(144頁)ことはしない。アーカイブズはすべて平等であり、限られた時代の、限られた人々や社会の、限られた活動の記録だけを遺すことを目的としない。歴史を編むことと記録を遺すことはイコールではない。なぜなら、「歴史で起こった事実は多様であり、その中の何を選び出して叙述するかは研究者の意図を反映している」⁽⁷⁾からで、また、「その背景には描かれる時代の社会状況があることが多い。実証的であっても歴史学の研究成果は常に物語である」⁽⁸⁾からである。アーキビストの役割の根幹は、アーカイブズと利用者の「仲介」を行うことにあるのではなく、常に、遺すために残すこと、すなわち、後世に遺すために、各時代の社会の営みを反映する記録を残すことにあるのではないかと評者は考える。

以上、評者の読解力に問題があったのかもしれないが、大いに論議する余地のある「要論」であると感じた。若輩者の私に書評をらせていただいた京都大学大学文書館に感謝を申し上げて、筆を置く。

[註]

- (1) 本書38頁の注釈(10)は、筆者がモノ資料を「博物館的」と捉えていることを示唆していると思われる。
- (2) エリック・ケテラール、「記録のパフォーマティブ・パワー」、『GCAS Report 学習院大学大学院人文科学研究科アーカイブズ学専攻研究年報』、第1号、2012年、12-13頁。Cf. Menne-Haritz, A., "Access: the reformulation of an archival paradigm", *Archival Science*, vol. 1, no. 1, pp. 57-82.
- (3) 前掲注(1)、13頁。Cf. Thomassen, T., "De veelvormigheid van de archiefontsluiting en de illusive van de toegankelijkheid", in Thomassen, T., Looper, B., Jaap Kloosterman (eds.), *Toegang: ontwikkelingen in de ontsluiting van archieven*, Jaarboek, 2001.
- (4) Jenkinson, H., *A Manual of Archive Administration*, 2nd ed., Lund Humphries, 1965, pp. 11-12. ルチアナ・デュランティも、アーキビストによる評価選別は、特定の利用者のために行うべきではなく不偏的であるべきと述べている(Duranti, L., "The Concept of Appraisal and Archival Theory", *The American Archivist*, 57:2 (Spring), 1994, pp. 229-230).
- (5) 例えば、テリー・クックは、「全てのアーカイブズプロセスにおいて、アーキビスト自身の価値観や知識を投入するべきである」と述べている(Cook, T., "Macro-appraisal and functional analysis: documenting governance rather than government", *Journal of the Society of Archivists*, 23:1, 2004, Routledge, p. 6)。また、レイチェル・ホスカーとレスリー・リッチモンドは「アーキビストはもはや中立的な立場にいるのではなく、むしろ当事者なのである」と主張している(Hosker, R. and Lesley Richmond, "'Seek and Destroy' - an Archival Appraisal Theory and Strategy", in Tough, A. and Michael Moss (eds.), *Record Keeping in a Hybrid Environment: Managing the Creation, Use, Preservation and Disposal of Unpublished Information Objects in Context*, Chandos Publishing, 2006, p. 160)。
- (6) 例えば、ミッシェル・ライトは、アーキビストは特定された見解による歴史的事実を作る役割があると述べ(Light, M. and Tom Hyry, "Colophons and Annotations: New Directions for the Finding Aid",

The American Archivist, 65(Fall/Winter), 2002, p. 219)、ヴァーン・ハリスなどは、アーキビストは「ストーリー・テラー (story-teller)」であると主張している (Duff, W.M. and Verne Harris, “Stories and Names: Archival Description as Narrating Records and Constructing Meanings”, *Archival Science*, vol. 2, no. 3-4, 2002, pp. 276-278)。

(7) 鈴木淳、「死者をめぐる歴史と物語—関東大震災を例として」、『人文知2 死者との対話』、東京大学出版会、2014年、150頁。

(8) 同上。

(尚学社刊、A5判、325頁、2014年2月28日発行、3000円)